

介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項
〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
オペレーター	オペレーターが人員基準どおり配置されていることが確認できなかった。	→オペレーターは看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければなりません。 →オペレーターはサービス提供時間帯を通じて1以上配置してください。ただし、事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えありません。

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
重要事項説明書	重要事項説明書に記載する項目が不足していた。	→平18老計第0331004号で例示されている項目（運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、 <u>第三者評価の実施状況</u> 等）については、漏れなく記載してください。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	①定期的にアセスメント及びモニタリングを実施していることが確認できなかった。 ②計画変更の際にアセスメントを実施していることが確認できなかった。 ③実施状況の把握（モニタリング）が適切に行われていることが確認できなかった。	→保健師、看護師又は准看護師によるアセスメント及びモニタリングをおおむね1月に1回程度実施してください。 →訪問看護サービスの利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングについては、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うこともできます。 →計画作成の際と同様、アセスメントから始まる一連の流れにより計画変更を行ってください。 →利用者の心身の状況のみの記録ではなく、設定した目標に対する評価等、計画の実施状況の把握を行ってください。

項目	事業所の状況	指導内容
介護・医療連携 推進会議	①介護・医療連携推進会議を行っていなかった。 ②自己評価及び外部評価を行っていなかった。	→介護・医療連携推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、同会議に対してサービスの提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言を受けてください。 →上記に対する記録を作成するとともに当該記録を公表してください。また、当該記録は2年間保存してください。 →1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、提供するサービスの自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点から外部評価を受けてください。 →自己評価及び外部評価結果は、利用者及びその家族に提供するとともに公表してください。

3. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
総合マネジメント体制強化加算	多職種で共同して計画を見直していることが確認できなかった。	→利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同して計画の見直しを行い、その記録を残してください。
サービス提供体制加算	①研修計画に基づく研修をすべての従業者に対して実施していなかった。 ②職員の割合について確認していなかった。	→非常勤職員も含めたすべての従業員 <small style="color: red;">こ</small> とに研修計画を作成し、研修を実施してください。 →事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合や勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合等については、毎月継続的に所定の割合を維持しているか確認すると共に、割合については、毎月記録してください。